

責任技術者登録の資格及び必要書類

1 責任技術者登録の資格

- (1) 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターが実施する責任技術者試験に合格した者、又は責任技術者更新講習を修了した者。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて、復権を得ない者
 - イ 責任技術者の登録を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者。
 - ウ 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

2 登録（更新）に必要な書類

- (1) 下水道排水設備工事責任技術者登録申請書(新規・更新)
- (2) 住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し
- (3) 責任技術者試験合格証又は責任技術者更新講習修了証の写し
- (4) 誓約書
- (5) 責任技術者証の写し（更新の場合のみ）

3 登録手数料

新規の登録1件につき10,000（更新は5,000円）

※ その他不明な点につきましては、丹波市上下水道お客様センター（春日庁舎 1F）0795-88-5107 までお問い合わせください。

年 月 日

下水道排水設備工事責任技術者登録申請書(新規・更新)

丹波市長 様

申 請 者	ふ り が な 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生
	住 所	〒 電話 () —
	登 録 番 号 (更新の場合のみ)	丹下責 第 号
	勤 務 先 名 称	
	勤 務 先 所 在 地	〒 電話 () —

添付書類

- 1 住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し
- 2 責任技術者試験合格証又は責任技術者更新講習修了証の写し
- 3 誓約書
- 4 責任技術者証の写し（更新の場合のみ）

誓 約 書

丹波市長 様

下水道排水設備工事責任技術者の申請事項について事実と相違ない事並びに丹波市下水道条例第 13 条第 2 項に該当しない事を誓約します。

なお、後日記載事項に事実と異なることが判明した場合は、丹波市下水道条例に基づき指定の取り消し処分に対して異議申し立ていたしません。

年 月 日

住 所

氏 名

⑩